



「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

⑬～⑯又は⑯⑰の所得控除を申告される方は、証明書を提出してください。

控除	内 容																												
⑬ 社会保険料 ⑭ 小規模企業共済等掛金	⑬本人又は生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険料、国民年金掛金など）を支払った場合、その支払った金額が所得から控除されます。 ⑭小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金などを支払った場合、その掛金の合計額が所得から控除されます。																												
⑮ 生命保険料	本人又は生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約及び介護医療保険契約について保険料を支払った場合、次に掲げる金額が所得から控除されます。																												
	新生命保険料の金額の合計額 ..... A 新個人年金保険料の金額の合計額 ..... D 旧生命保険料の金額の合計額 ..... B 旧個人年金保険料の金額の合計額 ..... E 介護医療保険料の金額の合計額 ..... C																												
	<table border="1"> <tr> <td>Aの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額</td><td>① (最高28,000円)</td><td>計 ①+②</td><td>③ (最高28,000円)</td></tr> <tr> <td>Bの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額</td><td>② (最高35,000円)</td><td>②と③の 大きい方</td><td>④</td></tr> <tr> <td>Cの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額</td><td>⑤ (最高28,000円)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>Dの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額</td><td>⑥ (最高28,000円)</td><td>計 ④+⑤</td><td>⑦ (最高28,000円)</td></tr> <tr> <td>Eの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額</td><td>⑧ (最高35,000円)</td><td>⑤と⑦の 大きい方</td><td></td></tr> <tr> <td>生命保険料控除額</td><td>④ + ⑤ + ⑦ (最高70,000円)</td><td></td><td></td></tr> </table>	Aの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	① (最高28,000円)	計 ①+②	③ (最高28,000円)	Bの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	② (最高35,000円)	②と③の 大きい方	④	Cの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑤ (最高28,000円)			Dの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑥ (最高28,000円)	計 ④+⑤	⑦ (最高28,000円)	Eの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	⑧ (最高35,000円)	⑤と⑦の 大きい方		生命保険料控除額	④ + ⑤ + ⑦ (最高70,000円)						
Aの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	① (最高28,000円)	計 ①+②	③ (最高28,000円)																										
Bの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	② (最高35,000円)	②と③の 大きい方	④																										
Cの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑤ (最高28,000円)																												
Dの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑥ (最高28,000円)	計 ④+⑤	⑦ (最高28,000円)																										
Eの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	⑧ (最高35,000円)	⑤と⑦の 大きい方																											
生命保険料控除額	④ + ⑤ + ⑦ (最高70,000円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式Ⅰ A・C・D(新保険料等)用</th><th>計算式Ⅱ B・E(旧保険料等)用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A・CまたはDの金額</td><td>控除額の計算式</td></tr> <tr> <td>12,000円以下</td><td>BまたはEの金額</td></tr> <tr> <td>12,001円から32,000円まで</td><td>A・CまたはD×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,001円から56,000円まで</td><td>A・CまたはD×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円以上</td><td>28,000円(限度額)</td></tr> <tr> <td></td><td>15,000円以下</td></tr> <tr> <td></td><td>15,001円から40,000円まで</td></tr> <tr> <td></td><td>40,001円から70,000円まで</td></tr> <tr> <td></td><td>70,001円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>BまたはEの全額</td></tr> <tr> <td></td><td>BまたはE×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>BまたはE×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>35,000円(限度額)</td></tr> </tbody> </table>	計算式Ⅰ A・C・D(新保険料等)用	計算式Ⅱ B・E(旧保険料等)用	A・CまたはDの金額	控除額の計算式	12,000円以下	BまたはEの金額	12,001円から32,000円まで	A・CまたはD×1/2+6,000円	32,001円から56,000円まで	A・CまたはD×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円(限度額)		15,000円以下		15,001円から40,000円まで		40,001円から70,000円まで		70,001円以上		BまたはEの全額		BまたはE×1/2+7,500円		BまたはE×1/4+17,500円		35,000円(限度額)
計算式Ⅰ A・C・D(新保険料等)用	計算式Ⅱ B・E(旧保険料等)用																												
A・CまたはDの金額	控除額の計算式																												
12,000円以下	BまたはEの金額																												
12,001円から32,000円まで	A・CまたはD×1/2+6,000円																												
32,001円から56,000円まで	A・CまたはD×1/4+14,000円																												
56,001円以上	28,000円(限度額)																												
	15,000円以下																												
	15,001円から40,000円まで																												
	40,001円から70,000円まで																												
	70,001円以上																												
	BまたはEの全額																												
	BまたはE×1/2+7,500円																												
	BまたはE×1/4+17,500円																												
	35,000円(限度額)																												
⑯ 地震保険料	本人又は生計を一にする親族が所有する家屋又は生活用の家具等について、地震等損害により受けた損害を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に基づいて保険料を支払った場合、次の金額が所得から控除されます。 尚 同一契約で旧長期損害保険料と地震保険料両方ある場合、どちらか一方で計算します。																												
	<table border="1"> <tr> <td>支払った保険料の区分</td><td>支払った保険料の金額</td><td>地 震 保 険 料 控 除 額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">①旧長期損害保険料だけの場合</td><td>5,000円以下の場合</td><td>支払った保険料の全額</td></tr> <tr> <td>5,000円を超える場合</td><td>支払った保険料の合計額×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">②地震保険料だけの場合</td><td></td><td>支払った保険料の半額 (限度額 25,000円)</td></tr> <tr> <td></td><td>①、②それぞれ計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)</td></tr> <tr> <td>③上記両方の場合</td><td></td><td></td></tr> </table>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地 震 保 険 料 控 除 額	①旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額	5,000円を超える場合	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円	15,000円を超える場合	10,000円	②地震保険料だけの場合		支払った保険料の半額 (限度額 25,000円)		①、②それぞれ計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)	③上記両方の場合												
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地 震 保 険 料 控 除 額																											
①旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額																											
	5,000円を超える場合	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円																											
	15,000円を超える場合	10,000円																											
②地震保険料だけの場合		支払った保険料の半額 (限度額 25,000円)																											
		①、②それぞれ計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)																											
③上記両方の場合																													
⑯ 雜 損	本人又は生計を一にする親族の有する資産（事業用資産は除く）について災害、盜難、横領による損失を生じた場合には、その合計額が所得から控除されます。この場合の控除額は次のうちいずれか多い方の金額となります。 ① (損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額×1/10 ② (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円																												
㉗ 医 療 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人又は生計を一にする親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算した金額が所得から控除されます。（限度200万円）           支払った医療費の額－保険金等による補てん額－（総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額）            (セルフメディケーション税制)</li> <li>健康の保持増進等の一定の取組を行なっている方が、本人又は生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品を購入した場合には次の算式で計算した金額が所得から控除されます。            (限度8万8千円)            購入したスイッチOTC医薬品の額－1万2千円            セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。また、申告書の記載は医療費控除区分欄に「1」を記載します。</li> </ul>																												
控除	該当される方	控除額																											
㉘ 寡 婦	次のいずれかに該当する方で、「ひとり親控除」に該当しない方。 (1)夫と離別し、合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族を有し、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 (2)夫と死別又は夫の生死が明らかでなく、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がないこと。	260,000円																											
㉙ ひとり親	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(16歳未満を含む)を有し、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。	300,000円																											
㉚ 勤 労 学 生	学生等で合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の各種所得の合計額が10万円以下の人	260,000円																											
㉛ 特 别 障 害 者 (本人又は扶養される人) ※16歳未満の扶養親族を含む	令和2年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人</li> <li>精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている人</li> <li>療育手帳の交付を受けている人で障害の程度がA・A1・A2の人</li> <li>いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない人 など</li> </ul>	(同居の場合 530,000円) 300,000円																											
㉕ そ の 他 障 害 者 (本人又は扶養される人) ※16歳未満の扶養親族を含む	令和2年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人</li> <li>療育手帳の交付を受けている人(A・A1・A2の人は除く)</li> <li>65歳以上の人が障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人</li> </ul>	260,000円																											

## 記入例

令和3年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険料(税)申告書		整理番号
世帯番号		
住 所	職業	
高山市花岡町2丁目18番地	○○屋	
日 2.27	個人番号	1234 5678 9012
フリガナ 氏 名	電話	32-3333
タカヤマ イチロウ 高山 一郎	申告受付	入力
印		
及び扶養親族等の個人番号をご記入ください(申告者のみ番号確認書類及び身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です)。	B家屋敷	送付不要

告者及び扶養親族等の個人番号をご記入ください(申告者のみ番号確認書類及び身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です)。 不要

社会保険料控除		社会保険の種類		支払った保険料			
		国民健康保険		100,000 円			
		合計					
生命保険料控除		新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
				100,000 円			
		新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
		80,000 円					
		介護医療保険料の計					
地震保険料控除		50,000 円					
		地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
		30,000 円		20,000 円			
~⑯ 漏控除、 ひとり親控除、 学生控除	⑯ ひとり親控除 □	⑯ □ 寡婦控除 { □ 死別 □ 生死不明 } □ 離婚 □ 未帰還		⑯ □ 勤労学生控除 (学校名)			
害者控除		氏名 ○○○○	個人番号 1111 1111 1111	身体知的・精神	3級		
		氏名	個人番号	身体・知的・精神	級		
⑰ 者控除、 特別控除、 生計配偶者		氏名 ○○○○	生年月日 明・大・昭・平・令 ○ ○ ○ ○ ○ ○	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
		個人番号 9876 5432 1098	配偶者の合計 所得金額 230,000 円				
扶養控除		氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分		
		○○○○	1111 1111 1111	大昭令 15・12・3	同居 □ 同居 □ 別居 子 33 万円		
扶養控除		○○○○	2222 2222 2222	大昭令 10・6・24	同居 □ 同居 □ 別居 子 45 万円		
				大昭令 .....	□ 同居 □ 別居 万円		
扶養控除		○○○○	3333 3333 3333	平令 18・8・2	□ 同居 □ 別居 子 万円		
				平令 .....	□ 同居 □ 別居 万円		
扶養控除				平令 .....	□ 同居 □ 別居 万円		
扶養控除額の合計 78 万円							
雑損控除		損害の原因		損害年月日			
				.. ..			
		損害金額		保険金などで補てんされる金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額	
		円		円		円	
医療費控除		支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額			
		80,000 円				0 円	

## 分離課稅所得

譲渡	短期 長期 株式等	種目	収入金額	必要経費	地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、 「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。
		支払確定年月	円	円	
上場株式等の配当	・	特別控除額又は繰越損失額	円	所得金額	都道府県・市区町村分 (特例控除対象)

## 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額		1,000 円					
株式等譲渡所得割額控除額		円					
業専従者	フリ 氏	ガナ 名	個人番号	統 柄	生年月日	従事月数	事業專従者控除額
				配偶者 ( )	大昭 平令	・ ・	ヶ月
				配偶者 ( )	大昭 平令	・ ・	ヶ月

\*給与・公的年金等に係る所得以外  
(令和3年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得にかかる市県民税の納稅方法

1 特別徵収(給与から差引き)  
2 普通徵収(自分で納付)

**寄附金に関する事項**

- (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の合計金額
- (2) 住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金(これらの法人、団体に対する寄附金でも、総務大臣の承認を受けたものなど、一部の寄附金に限られます。証明書を確認してください。)
- (3) 岐阜県や高山市が条例で指定した寄附金(これに該当するかご不明のときは、証明書をご用意のうえ、高山市税務課までお問い合わせください)。

(注意) ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した方が、市民税・県民税申告を行う場合は申請書を提出した地方公共団体への寄附金も合わせて申告してください。

**個人番号:申告者の個人番号を記載してください。**

「1 収入金額」、「2 所得金額」の欄  
①②③の所得がある方は、裏面を記入するか、『収支内訳書』などを作成してください。  
その他の所得がある方は、証明書を提出してください。

所 得	内 容																																																																							
① 営 業・ その他の事業	製造業、卸売業、小売業、サービス業、私塾の経営、彫刻家、保険外交員など、農業以外の事業から生ずる所得																																																																							
② 農 業	米、野菜などの栽培または酪農、採卵などから生ずる所得																																																																							
③ 不 動 産	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利から生ずる所得																																																																							
④ 利 子	公社債と預貯金の利子、信託の収益の分配による所得。通常は申告不要です。																																																																							
⑤ 配 当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などによる所得。裏面も記入してください。																																																																							
⑥ 給 与	給料、賃金、歳費、俸給など 給与収入額から給与所得への計算（注：Aは給与の収入金額を表します）（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～ 550,999=</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1,628,000～ 1,799,999… A/4 (千円未満切捨て) ×2.4+100,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">551,000～ 1,618,999… A - 550,000</td> <td style="text-align: center;">1,800,000～ 3,599,999… A/4 (同上) × 2.8 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,619,000～ 1,619,999=</td> <td style="text-align: center;">1,069,000</td> <td style="text-align: center;">3,600,000～ 6,599,999… A/4 (同上) × 3.2 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,620,000～ 1,621,999=</td> <td style="text-align: center;">1,070,000</td> <td style="text-align: center;">6,600,000～ 8,499,999… A × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,622,000～ 1,623,999=</td> <td style="text-align: center;">1,072,000</td> <td style="text-align: center;">8,500,000～ ..... A - 1,950,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,624,000～ 1,627,999=</td> <td style="text-align: center;">1,074,000</td> <td></td> </tr> </table>	1～ 550,999=	0	1,628,000～ 1,799,999… A/4 (千円未満切捨て) ×2.4+100,000円	551,000～ 1,618,999… A - 550,000	1,800,000～ 3,599,999… A/4 (同上) × 2.8 - 80,000円	1,619,000～ 1,619,999=	1,069,000	3,600,000～ 6,599,999… A/4 (同上) × 3.2 - 440,000円	1,620,000～ 1,621,999=	1,070,000	6,600,000～ 8,499,999… A × 0.9 - 1,100,000円	1,622,000～ 1,623,999=	1,072,000	8,500,000～ ..... A - 1,950,000円	1,624,000～ 1,627,999=	1,074,000																																																							
1～ 550,999=	0	1,628,000～ 1,799,999… A/4 (千円未満切捨て) ×2.4+100,000円																																																																						
551,000～ 1,618,999… A - 550,000	1,800,000～ 3,599,999… A/4 (同上) × 2.8 - 80,000円																																																																							
1,619,000～ 1,619,999=	1,069,000	3,600,000～ 6,599,999… A/4 (同上) × 3.2 - 440,000円																																																																						
1,620,000～ 1,621,999=	1,070,000	6,600,000～ 8,499,999… A × 0.9 - 1,100,000円																																																																						
1,622,000～ 1,623,999=	1,072,000	8,500,000～ ..... A - 1,950,000円																																																																						
1,624,000～ 1,627,999=	1,074,000																																																																							
⑩ 雜	他の所得に該当しない所得及び公的年金（遺族年金、障害年金等は除く）所得 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle; text-align: center;">受 65 給 歳 以 上 が の 時</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle; text-align: center;">受 65 給 歳 未 満 が の 時</td> <td>公的年金の収入額A</td> <td>所 得 金 額</td> <td>公的年金の収入額A</td> <td>所 得 金 額</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>A-110万円</td> <td>130万円以下</td> <td>A-60万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超～410万円以下</td> <td>A×75%-27万5千円</td> <td>130万円超～410万円以下</td> <td>A×75%-27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>A×85%-68万5千円</td> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>A×85%-68万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1,000万円以下</td> <td>A×95%-145万5千円</td> <td>770万円超～1,000万円以下</td> <td>A×95%-145万5千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>A-195万5千円</td> <td>1,000万円超</td> <td>A-195万5千円</td> </tr> </table> <p>※ 上記の表は、公的年金などの収入に係る雑所得を除いた他の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合の計算式です。</p>	受 65 給 歳 以 上 が の 時	受 65 給 歳 未 満 が の 時	公的年金の収入額A	所 得 金 額	公的年金の収入額A	所 得 金 額	330万円以下	A-110万円	130万円以下	A-60万円	330万円超～410万円以下	A×75%-27万5千円	130万円超～410万円以下	A×75%-27万5千円	410万円超～770万円以下	A×85%-68万5千円	410万円超～770万円以下	A×85%-68万5千円	770万円超～1,000万円以下	A×95%-145万5千円	770万円超～1,000万円以下	A×95%-145万5千円	1,000万円超	A-195万5千円	1,000万円超	A-195万5千円																																													
受 65 給 歳 以 上 が の 時	受 65 給 歳 未 満 が の 時			公的年金の収入額A	所 得 金 額	公的年金の収入額A	所 得 金 額																																																																	
				330万円以下	A-110万円	130万円以下	A-60万円																																																																	
				330万円超～410万円以下	A×75%-27万5千円	130万円超～410万円以下	A×75%-27万5千円																																																																	
				410万円超～770万円以下	A×85%-68万5千円	410万円超～770万円以下	A×85%-68万5千円																																																																	
				770万円超～1,000万円以下	A×95%-145万5千円	770万円超～1,000万円以下	A×95%-145万5千円																																																																	
		1,000万円超	A-195万5千円	1,000万円超	A-195万5千円																																																																			
⑪ 総 合 譲 渡	土地、建物以外の資産の譲渡による所得																																																																							
一 時	保険の満期返戻金、けん賞、福引の当選賞金など一時的性質をもっている所得																																																																							
<b>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄</b>																																																																								
配偶者や扶養親族と別居している場合は裏面も記入してください。																																																																								
控 除	該 当 さ れ る 方	控 除 額																																																																						
② 配 偶 者 ② 配偶者特別	生計を一にする配偶者の所得により、次の表に照らし該当する額が所得から控除されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者の合計所得金額は漏れなく記載してください。</li> <li>● 配偶者(特別)控除対象者の個人番号を記載してください。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">申告者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> <th>1000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0～48万円以下</td> <td>70歳以上</td> <td>380,000</td> <td>260,000</td> <td>130,000</td> <td>控除額なし※</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>330,000</td> <td>220,000</td> <td>110,000</td> <td>控除額なし※</td> </tr> <tr> <td>48万円超100万円以下</td> <td></td> <td>330,000</td> <td>220,000</td> <td>110,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td></td> <td>310,000</td> <td>210,000</td> <td>110,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td></td> <td>260,000</td> <td>180,000</td> <td>90,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td></td> <td>210,000</td> <td>140,000</td> <td>70,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td></td> <td>160,000</td> <td>110,000</td> <td>60,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td></td> <td>110,000</td> <td>80,000</td> <td>40,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td></td> <td>60,000</td> <td>40,000</td> <td>20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td></td> <td>30,000</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申告者本人の合計所得金額					配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超	0～48万円以下	70歳以上	380,000	260,000	130,000	控除額なし※	上記以外	330,000	220,000	110,000	控除額なし※	48万円超100万円以下		330,000	220,000	110,000		100万円超105万円以下		310,000	210,000	110,000		105万円超110万円以下		260,000	180,000	90,000		110万円超115万円以下		210,000	140,000	70,000		115万円超120万円以下		160,000	110,000	60,000		120万円超125万円以下		110,000	80,000	40,000		125万円超130万円以下		60,000	40,000	20,000		130万円超133万円以下		30,000	20,000	10,000		②配偶者控除欄に控除額を記載 ②配偶者特別控除欄に控除額を記載
	申告者本人の合計所得金額																																																																							
配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超																																																																			
0～48万円以下	70歳以上	380,000	260,000	130,000	控除額なし※																																																																			
	上記以外	330,000	220,000	110,000	控除額なし※																																																																			
48万円超100万円以下		330,000	220,000	110,000																																																																				
100万円超105万円以下		310,000	210,000	110,000																																																																				
105万円超110万円以下		260,000	180,000	90,000																																																																				
110万円超115万円以下		210,000	140,000	70,000																																																																				
115万円超120万円以下		160,000	110,000	60,000																																																																				
120万円超125万円以下		110,000	80,000	40,000																																																																				
125万円超130万円以下		60,000	40,000	20,000																																																																				
130万円超133万円以下		30,000	20,000	10,000																																																																				
※ こちらに該当する場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に□チェックを記入してください。																																																																								
② 扶 养	次のそれぞれに該当し16歳以上(平成17年1月1日以前生まれ)で、かつ合計所得金額が48万円以下である人を扶養する場合 (1) 19歳以上23歳未満の人(平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人) (2) 70歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)の人 (3) 70歳以上の人のうち、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人 (4) 上記以外の人 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 扶養控除対象者の個人番号を記載してください。</li> </ul>	(1)450,000円 (2)380,000円 (3)450,000円 (4)330,000円																																																																						
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成17年1月2日以後生まれ)で、かつ合計所得金額が48万円以下である人を扶養する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 16歳未満の扶養対象者の個人番号を記載してください。</li> <li>※ 16歳未満の扶養親族の控除はありませんが、非課税判定や寡婦控除、保育料などの算定に影響しますので必ず記入してください。</li> </ul>	0																																																																						
④ 基 础	納税義務者について前年の所得金額に応じて所得から控除されます。 ※ 前年の所得金額が2,400万円以下の方の場合	430,000円																																																																						
事業専従者	生計を一にする15歳以上の親族で、かつその年を通じて6か月を超える期間専ら事業に従事する親族を有する場合、次の区分に応じそれぞれ限度額までの金額が所得から控除されます。 (1)事業専従者が配偶者である場合の限度額 (2)事業専従者が配偶者以外の人である場合の限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業専従者の個人番号を記入してください。</li> <li>※ 事業所得を、専従者の数に1を加えた数で割った金額を超えて専従者控除をすることはできません。</li> <li>※ 事業専従者となった場合、配偶者控除、扶養控除は受けられません。</li> </ul>	(1)860,000円 (2)500,000円																																																																						